



# 熊本県公報

第 1 2 2 1 6 号

平成 25 年 5 月 24 日(金)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○定数漁業の許可申請期間	(水産振興課) 1
○漁港施設使用料の徴収事務委託	(漁港漁場整備課) 2
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課) 2
○指定介護予防サービス事業者の指定	( " ) 2
○道路の供用開始	(道路保全課) 3
<b>公 告</b>	
○大規模小売店舗立地法に基づく新設届出	(商工振興金融課) 3
○大規模小売店舗立地法に基づく新設届出	( " ) 4
○大規模小売店舗立地法に基づく新設届出	( " ) 5
○都市計画画法による開発行為工事完了公告	(建築課) 5
○都市計画画法による開発行為工事完了公告	( " ) 5
○都市計画画法による開発行為工事完了公告	( " ) 6
○土地改良区役員の退任及び就任	(農村計画課) 6
○特定調達契約に係る契約相手方の決定	(会計課) 7
○大規模小売店舗立地法に基づく新設届出	(商工振興金融課) 7
○特定調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定	(建築課) 8
○特定調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定	(税務課) 9
<b>登 載 依 頼</b>	
○熊本県教育情報化推進事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れ	(教育政策課) 9
○熊本県教育情報化推進事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れに関する競争入札に参加する者に必要な資格等	( " ) 12
○コイヘルペスウイルス病まん延防止のためのコイの放流制限	(内水面漁場管理委員会) 13
○球磨川水系球磨川の球磨川堰周辺における水産動物の採捕禁止区域の設定	( " ) 13
○球磨川水系前川の新前川堰周辺における水産動物の採捕禁止区域の設定	( " ) 13
○第 1 4 3 回熊本県都市計画審議会の開催	(熊本県都市計画審議会) 13
○政治資金規正法第 1 7 条第 2 項適用団体の告示	(選挙管理委員会) 14
○第 2 3 回参議院議員通常選挙(選挙区)における立候補予定者等説明会の開催	( " ) 16
<b>正 誤</b>	
○平成 2 5 年 4 月 1 2 日熊本県公告第 2 3 1 号(道路の位置の指定)中	(建築課) 16
○平成 2 5 年 4 月 1 2 日熊本県公告第 2 3 2 号(熊本県道路賠償責任保険契約)中	(道路保全課) 16
○平成 8 年 7 月 2 日熊本県条例第 5 0 号(熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例)中	(くらしの安全推進課) 16
○平成 2 5 年 3 月 2 9 日熊本県規則第 3 6 号(知事が保有する行政文書の管理に関する規則の一部を改正する規則)中	(県政情報文書課) 16

## 告 示

### 熊本県告示第 5 5 7 号

熊本県漁業調整規則(昭和 4 0 年熊本県規則第 1 8 号の 2)第 8 条第 2 項及び同規則第 2 1 条第 3 項において準用する同規則第 8 条第 2 項の規定により漁業の許可及び起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めたので、同規則第 8 条第 3 項及び同規則第 2 1 条第 3 項において準用する同規則第 8 条第 3 項の規定により公示する。

平成 2 5 年 5 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 許可又は起業の認可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁 業 名 称	漁 業 種 類	操 業 区 域
流し網漁業	えび流し網漁業	熊本有明海
流し網漁業	中目流し網漁業	不知火海
流し網漁業	小目流し網漁業	不知火海
流し網漁業	えび流し網漁業	不知火海
たこつぼ漁業	たこつぼ漁業	不知火海
たこつぼ漁業	たこつぼ漁業	天草海

2 申請期間  
平成 25 年 5 月 24 日から平成 25 年 5 月 30 日まで

**熊本県告示第 558 号**

熊本県漁港管理条例（昭和 37 年熊本県条例第 17 号）第 15 条第 1 項に規定する使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 2 項の規定により告示する。

なお、平成 24 年 4 月 20 日熊本県告示第 620 号（熊本県漁港管理条例第 15 条第 1 項に規定する使用料の徴収事務の委託）は、廃止する。  
平成 25 年 5 月 24 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

漁 港 名	受 託 者
赤瀬漁港	網田漁業協同組合
郡浦漁港	三角町漁業協同組合
塩屋漁港	河内漁業協同組合
合串漁港	津奈木漁業協同組合
丸島漁港	水俣市漁業協同組合
鳩之釜漁港	天草漁業協同組合
樋合漁港	天草漁業協同組合
佐伊津漁港	天草漁業協同組合
二江漁港	天草漁業協同組合
富岡漁港	天草漁業協同組合
大江漁港	天草漁業協同組合
大多尾漁港	天草漁業協同組合
宮田漁港	倉岳町漁業協同組合
御所浦漁港	天草漁業協同組合
下桶川漁港	樋島漁業協同組合
牛深漁港	天草漁業協同組合

**熊本県告示第 559 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 78 条の規定により公示する。

平成 25 年 5 月 24 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
スポレク・デイ草佳苑 菊池市西寺 65 番地 1	医療法人牧念人会	平成 25 年 5 月 16 日

**熊本県告示第 560 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 115 条の 10 の規定により公示する。

平成 25 年 5 月 24 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
スポレク・デイ草佳苑	医療法人牧念人会	平成 25 年 5 月 16 日

菊池市西寺65番地1

熊本県告示第561号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成25年5月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年5月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本玉名線	玉名市天水町竹崎 975番1地先から 同所 942番地先まで	222.0	24条工事

2 供用を開始する期日 平成25年5月24日

公 告

熊本県公告第301号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成25年5月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）菊陽町商業施設【A区画】

菊陽第二土地区画整理事業施行地内24街区1画地及び6画地

2 大規模小売店舗を設置する法人の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者氏名	住 所
福岡スタンダード石油株式会社 代表取締役 重野正博	福岡県久留米市日吉町26番地の36

3 大規模小売店舗において、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社ホームインプループメント ひろせ 代表取締役 廣瀬舜一	大分県大分市古国府243番9号

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成25年11月15日（希望予定日）

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

6,270平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数  
建物敷地内 369台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
建物南西側 115台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
No.1 建物西側 31.5平方メートル  
No.2 建物東側 65.0平方メートル 合計96.5平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
No.1 建物北西側 21.36立方メートル  
No.2 建物北東側 8.88立方メートル 合計30.24立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前7時 閉店時刻 翌午前0時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前6時30分から翌午前0時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
4箇所 建物敷地東側、南東側、北東側及び西側

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
  - 6の(3)のNo.1 24時間
  - 6の(3)のNo.2 24時間

8 届出年月日

平成25年5月9日

9 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県北広域本部菊池地域振興局総務振興課

平成25年5月24日から平成25年9月24日まで

熊本県公告第302号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成25年5月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)菊陽町商業施設【B区画】

菊陽町第二土地区画整理事業施行地内24街区1画地及び6画地

2 大規模小売店舗を設置する法人の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者氏名	住 所
福岡スタンダード石油株式会社 代表取締役 重野正博	福岡県久留米市日吉町26番地の36

3 大規模小売店舗において、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 安田隆夫	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号
他未定	

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成25年12月15日(希望予定日)

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5,120平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数
  - No.1 建物敷地内 152台
  - No.2 a棟屋上部 120台 合計272台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
  - No.1 a棟建物東側 50台
  - No.2 b棟建物西側 35台 合計85台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
  - No.1 a棟建物内北西側 72平方メートル
  - No.2 b棟建物北西側 31.5平方メートル
  - 合計103.5平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
  - No.1 a棟建物内北西側 15.88立方メートル
  - No.2 b棟建物内北西側 8.55立方メートル
  - 合計24.43立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社ドン・キホーテ(a棟入店)	24時間営業	
未定テナント(b棟入店)	午前9時	午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

4箇所 建物敷地西側1箇所及び東側3箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

6の(3)のNo.1 24時間

6の(3)のNo.2 24時間

8 届出年月日

平成25年5月7日

9 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部菊池地域振興局総務振興課  
平成25年5月24日から平成25年9月24日まで

**熊本県公告第303号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成25年5月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイレックス錦町店  
球磨郡錦町大字西3603
- 2 大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者氏名	住 所
ダイレックス株式会社 代表取締役 大島秀昭	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成25年11月28日（希望予定日）
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,371平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
建物北側 85台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
店舗棟北側 16台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
倉庫棟北側 40平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
店舗棟内西側 17立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時  
閉店時刻 午後10時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
2箇所 建物敷地北側
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
24時間
- 7 届出年月日  
平成25年5月9日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局総務振興課  
平成25年5月24日から平成25年9月24日まで

**熊本県公告第304号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年5月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字原水字前田214番1の一部、同205番の一部及び水路の一部  
375.06平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市東区下江津五丁目10-14-101  
井上 康喜

**熊本県公告第305号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年5月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市栄字西沖3794番33の一部、同3794番75の一部及び同3794番100の一部  
494.15平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
合志市栄3794番地70  
市本 幸宏

熊本県公告第306号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成25年5月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町沖野一丁目5666番169  
241.12平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
菊池郡菊陽町大字原水1191番地11  
三松 謙治  
三松 奈津紀

熊本県公告第307号

人吉市に事務所を置くひとよし土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。  
平成25年5月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	越 替 長雄	人吉市上林町1370番地1
理事	吉田 正博	人吉市合ノ原町311番地
理事	農 蘇 清志	人吉市井ノ口町915番地1
理事	山 崎 正	人吉市瓦屋町2182番地
理事	高野 和夫	人吉市北泉田町201番地
理事	嶽本 剛	人吉市下林町1983番地1
理事	宮永 一喜	人吉市中神町馬場7番地
理事	坂口 和男	人吉市中神町城本1224番地1
理事	内布 厚	人吉市下原田町上野482番地
理事	菖蒲 龍郎	人吉市上原田町菖蒲1644番地
理事	秋山 末喜	人吉市上薩摩瀬町372番地
理事	馬込 紀行	人吉市下薩摩瀬町427番地
理事	北村 和人	人吉市赤池原町557番地
理事	東 一善	人吉市下漆田町2573番地1
理事	今井 二郎	人吉市大畑町3683番地2
理事	東 喜吉	人吉市上漆田町3225番地2
理事	小園 隆光	人吉市上田代町2276番地
理事	横峯 一征	人吉市下田代町1149番地
監事	山口 秀継	人吉市鬼木町720番地
監事	西田 数男	人吉市赤池水無町1247番地
監事	下山 貞則	球磨郡錦町大字西1760番地1
就任		
理事	東 一善	人吉市下漆田町2573番地1
理事	農 蘇 康則	人吉市井ノ口町917番地
理事	吉田 正博	人吉市合ノ原町311番地
理事	山 崎 正	人吉市瓦屋町2182番地

理事	高野 和夫	人吉市北泉田町 2 0 1 番地
理事	檜本 紘	人吉市中林町 3 4 0 番地 1
理事	前村 敏夫	人吉市下林町 2 8 9 番地
理事	宮永 一喜	人吉市中神町馬場 7 番地
理事	坂口 和男	人吉市中神町城本 1 2 2 4 番地 1
理事	内布 厚	人吉市下原田町 4 8 2 番地
理事	菖蒲 龍郎	人吉市上原田町 1 6 4 4 番地
理事	秋山 末喜	人吉市上薩摩瀬町 3 7 2 番地
理事	川内 貞彦	人吉市下薩摩瀬町 4 0 0 番地
理事	北村 和人	人吉市赤池原町 5 5 7 番地
理事	今井 二郎	人吉市大畑町 3 6 8 3 番地 2
理事	上村 富章	人吉市上漆田町 3 4 8 5 番地 1
理事	小園 隆光	人吉市上田代町 2 2 7 6 番地
理事	横峯 一征	人吉市下田代町 1 1 4 9 番地
監事	山口 秀継	人吉市鬼木町 7 2 0 番地
監事	西田 数男	人吉市赤池水無町 1 2 4 7 番地
監事	森下 一廣	球磨郡錦町大字西 1 7 6 0 番地 1 7

熊本県公告第 3 0 8 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号。以下「特例政令」という。）第 1 1 条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成 7 年熊本県規則第 5 1 号）第 1 1 条の規定により、次のとおり公告する。

平成 2 5 年 5 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 特定役務の名称  
熊本県総合財務会計システムに係る運用・維持管理業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県出納局会計課システム・出納班  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成 2 5 年 3 月 2 2 日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社日立製作所九州支社熊本支店  
熊本市中央区中央街 2 番 1 1 号
- 5 契約金額  
2 9, 3 8 9, 5 0 0 円（うち消費税及び地方消費税の額 1, 3 9 9, 5 0 0 円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
特例政令第 1 0 条第 1 項第 2 号による。

熊本県公告第 3 0 9 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 2 5 年 5 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
y o u m e マート玉名店  
玉名市亀甲字長畑 1 3 4 番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する法人の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社イズミ 代表取締役 山西泰明	広島県広島市南区京橋町 2 番 2 2 号

- 3 大規模小売店舗において、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社イズミ	広島県広島市南区京橋町 2 番 2 2 号

代表取締役 山西 泰明	
他未定	

- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成 26 年 1 月 10 日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
6,907 平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 

No.1 建物屋上	248 台		
No.2 建物南側	154 台		
No.3 建物敷地西側 (別敷地)	52 台	合計	454 台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 

No.1 建物西側	100 台		
No.2 建物南側	80 台		
No.3 建物南東側	26 台	合計	206 台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
建物北側 246 平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
建物北側 44.10 立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社イズミ	午前 8 時	午後 11 時
未定テナント		
  - (2) 乗客が駐車場を利用することができる時間帯
 

6の(1)のNo.1	午前 7 時 30 分から午後 11 時 30 分まで
6の(1)のNo.2	午前 7 時 30 分から午後 11 時 30 分まで
6の(1)のNo.3	午前 7 時 30 分から午後 10 時まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
6の(1)の駐車場No.1及び駐車場No.2 3箇所  
建物敷地南側、建物敷地南西側及び建物敷地南東側  
6の(1)の駐車場No.3 建物敷地西側 (別敷地) 1箇所 合計 4箇所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前 5 時から午後 9 時まで
- 8 届出年月日  
平成 25 年 5 月 10 日
- 9 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県北広域本部玉名地域振興局総務振興課  
平成 25 年 5 月 24 日から平成 25 年 9 月 24 日まで

熊本県公告第 310 号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第 372 号) 第 11 条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則 (平成 7 年熊本県規則第 51 号) 第 11 条の規定により、次のとおり公告する。  
平成 25 年 5 月 24 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
昭和 45 年以前及び都市計画区域外の建築物の電子データ化業務 (その 2) 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県土木部建築住宅局建築課建築物安全推進室安全推進班  
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
平成 25 年 3 月 19 日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社パスコ熊本支店  
熊本市中央区神水一丁目 24 番 6 号
- 5 落札金額  
36,225,000 円 (うち消費税及び地方消費税の額 1,725,000 円)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
平成 25 年 2 月 5 日



**熊本県公告第 3 1 1 号**

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号。以下「特例政令」という。）第 1 1 条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成 7 年熊本県規則第 5 1 号）第 1 1 条の規定により、次のとおり公告する。

平成 2 5 年 5 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る特定役務の名称  
平成 2 5 年度自動車税納税通知書差出代行業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
名称 熊本県総務部市町村・税務局税務課  
所在地 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
平成 2 5 年 3 月 2 7 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
氏名 メールソリューション・ジャパン株式会社  
住所 東京都千代田区東神田二丁目 8 番 1 3 号
- 5 落札金額  
1 通につき 5 1 . 3 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第 6 条に規定する公告を行った日  
平成 2 5 年 2 月 1 5 日

**登載依頼****熊本県教育委員会公告第 2 号**

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 6 条の規定により次のとおり公告する。

平成 2 5 年 5 月 2 4 日

熊本県教育長 田崎 龍一

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 業務の名称  
熊本県教育情報化推進事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れ
  - (2) 業務に係る入札・契約担当部局  
熊本県教育庁教育政策課広報・情報班（熊本県庁行政棟新館 7 階）
  - (3) 借入物品及び数量  
ア 教育用コンピュータ 3 5 7 セット  
イ その他周辺機器及びソフトウェア
  - (4) 借入物品の規格、品質など  
入札説明書及び要求仕様書による。
  - (5) 借入期間  
平成 2 5 年 9 月 1 日から平成 3 0 年 8 月 3 1 日まで
  - (6) 納入場所  
要求仕様書別紙 1 による
  - (7) 入札方式  
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行なった者で、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4 (3) アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けたもの限り、紙入札により入札することが可能と認められる者  
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者  
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備をしている者  
ウ 名称、住所及び代表者等の変更により IC カードの再取得を準備している者
  - (8) 入札金額  
入札金額は、賃借料 1 月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、6 0 月賃借料率で計算すること。  
なお、落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の 1 0 0 分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 0 5 分の 1 0 0 に相当する金額により入札すること。

- (9) 業務に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)及び熊本県電子入札(物品・業務委託契約等)運用基準の規定を準用する。
- (10) 最低制限価格の設定
  - この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
  - 次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
  - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査のうえ、有資格者として営業種目「リース・レンタル(OA機器類)」に登録された者であること。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり受け付ける。
    - ア 競争入札参加資格審査申請書受付期間
      - 公告の日から平成25年6月10日(月)午後5時まで
    - イ 競争入札参加資格審査申請書提出先
      - 熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
      - 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
    - ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等
      - 熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。
    - エ 提出の方法
      - イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送の場合は、アに記載する期限までに必着とする。
  - (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
  - (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てを行っている者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所からの再生計画認可の決定を受けていること。
  - (4) 熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)による指名停止期間中でないこと。
  - (5) 納入しようとする物品が要求仕様書に示す仕様適合していること。
- 3 入札参加のための確認申請
  - (1) 提出書類
    - この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次の書類を提出すること。
    - ア 競争入札参加資格確認申請書
    - イ 仕様適合証明願
  - なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに確認の結果要件を満たしていないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
  - (2) 提出方法
    - 電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)イに掲げる書類は、イの書類の目録をアに添付して電子入札システムにより提出し、イの当該書類を書面で提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
  - (3) 提出期間
    - 公告の日から平成25年6月20日(木)午後5時まで
  - (4) 提出先
    - 1(2)に掲げる入札・契約担当部局
  - (5) 確認結果の通知
    - 電子入札システムでの提出があつた場合は電子入札システムにより、書面での提出があつた場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
  - (1) 入札説明書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得
    - 入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成25年7月3日(水)午後5時まで行う。
  - (2) 入札説明会
    - ア 日時 平成25年6月6日(木) 午前9時
    - イ 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟新館8階803会議室
  - (3) 入札の方法等
    - ア 電子入札システムによる入札の方法
      - 電子入札システムによる入札確認結果の通知を受けた日から平成25年7月3日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
    - イ 紙入札による入札の方法

- (ア) 日時 平成 2 5 年 7 月 4 日 (木) 午前 1 0 時
- (イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号  
教育庁教育政策課広報・情報班 (熊本県庁行政棟新館 7 階)
- (ウ) 入札書の提出方法  
くじ番号を記載した入札書 (代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状) を (ア) の日時に (イ) の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成 2 5 年 7 月 3 日 (水) までに 1 ( 2 ) に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表に「業務の名称」及び「開札日時」を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合は、別の中封筒の表に「再入札書」、「業務名称」を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等  
開札は電子入札システムにおいて (3) イ (ア) の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い (郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員) のもとに (3) イ (イ) の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等  
入札回数は、2 回までとする。1 回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の 1 時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効  
次のアからエまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消をすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。  
ア 熊本県競争契約入札心得第 8 条各号のいずれかに該当する入札  
イ 民法 (明治 2 9 年法律第 8 9 号) 第 9 5 条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札  
ウ 電子入札において契約権限のない者の IC カードを使用して行った入札  
エ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7) 入札の中止等  
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法  
開札後、熊本県会計規則 (昭和 6 0 年熊本県規則第 1 1 号) 第 8 9 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金  
免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して 1 4 日を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して 7 日を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第 7 7 条第 1 項の規定により、契約金額 (1 月当たりの賃借料) に借入月数 (6 0 月) を乗じた額の 1 0 0 分の 1 0 以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第 2 項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第 7 8 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関 (W T O) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること  
(本公告に係る入札・契約担当部局) 1 ( 2 ) のとおり

- 熊本県教育庁教育政策課広報・情報班  
電話番号 096-333-2674
- ファックス番号 096-384-1509
- (2) 競争入札参加資格審査申請（新規受付）に関すること  
熊本県出納局管理調達課 管理班  
電話番号 096-333-2581
- ファックス番号 096-381-9010
- (3) 電子入札システムの操作方法に関すること  
くまもと県市町村電子入札コールセンター  
電話番号 096-373-2032
- ファックス番号 096-370-5455
- 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土曜日、日曜日、国民の祝日  
に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日  
及び 1 2 月 29 日から 1 2 月 31 日までの日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and quantity of commodity  
A set of personal computers for education  
357 personal computers  
peripheral equipments and softwares
- (2) Deadline to supply commodity  
August 30th 2013
- (3) Place to supply commodity  
Shown in the bid explanation form
- (4) Date and place to submit bidding proposal  
July 4th 2013 10:00 am  
Educational Policy Division,  
7th floor, New building Prefectural Office  
of Kumamoto
- (5) Deadline to submit bidding proposal  
by mail  
July 3rd 2013
- (6) Language and currency to be used  
for bidding  
Japanese language and currency only
- (7) Name of the department in charge of  
this bidding contract  
Educational Policy Division  
Board of Education Prefectural Office  
of Kumamoto  
6-18-1 Suizenji, Chuo Ku, Kumamoto City,  
Kumamoto Prefecture, 862-8609 Japan  
Phone: 096-333-2674

熊本県教育委員会告示第 4 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 25 年 5 月 24 日

熊本県教育長 田崎 龍一

- 1 競争入札に付する事項  
熊本県教育情報化推進事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れ
- 2 入札参加資格  
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目「リース・レンタル（OA 機器類）」に登録された者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法  
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
  - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先  
熊本県出納局管理調達課管理班

- 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
公告の日から平成25年6月10日(月)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 入札参加資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成27年3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続  
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成27年1月4日から平成27年1月31日(閉庁日を除く。)までに行う。

**熊本県内水面漁場管理委員会指示第200号**

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び同法第130条第4項の規定に基づき、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、コイ(マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。)の取扱いについて、次のとおり指示する。  
平成25年5月24日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 宮崎暢俊

- 1 指示の内容  
県内の公共の用に供する内水面及びこれと接続一体を成す内水面において、コイを持ち出し他の水域に放流してはならない。
- 2 指示の期間  
平成25年6月17日から平成26年6月16日まで

**熊本県内水面漁場管理委員会指示第201号**

水産動物の繁殖保護を図るため、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び同法第130条第4項の規定に基づき、球磨川における水産動物の採捕を次のとおり禁止する。  
ただし、熊本県内水面漁業調整規則第36条の規定により、知事の許可を受けたもの及び試験研究機関が試験研究のために採捕する場合を除く。  
平成25年5月24日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 宮崎暢俊

- 1 採捕禁止区域  
右岸八代市麦島東町、左岸八代市高下東町球磨川堰上流端から上流へ30メートル、同堰上流端から下流へ80メートルまでの区域。  
ただし、熊本県内水面漁業調整規則第31条の規定で定められた採捕禁止区域等と重複する区域及び期間を除く。
- 2 指示の有効期間  
平成25年6月9日から平成27年6月8日まで

**熊本県内水面漁場管理委員会指示第202号**

水産動物の繁殖保護を図るため、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び同法第130条第4項の規定に基づき、球磨川水系前川における水産動物の採捕を次のとおり禁止する。  
ただし、熊本県内水面漁業調整規則第36条の規定により、知事の許可を受けたもの及び試験研究機関が試験研究のために採捕する場合を除く。  
平成25年5月24日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 宮崎暢俊

- 1 採捕禁止区域  
右岸八代市末広町、左岸八代市麦島東町新前川堰上流端から上流へ30メートル、同堰上流端から下流へ80メートルまでの区域。
- 2 指示の有効期間  
平成25年6月9日から平成27年6月8日まで

**熊本県都市計画審議会公告第1号**

第143回熊本県都市計画審議会を次のとおり開催します。  
平成25年5月24日

熊本県都市計画審議会  
会長 両角光男

- 1 日時  
平成 25 年 6 月 3 日 (月) 午前 10 時から
- 2 場所  
熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県庁行政棟新館 8 階 職員研修室
- 3 議題  
【審議】  
(1) 建築基準法第 51 条ただし書きの規定に基づく産業廃棄物処理施設の位置の件 (がれき類の破碎施設：八代市)  
(2) 熊本都市計画及び宇土都市計画下水道の変更の件 (大臣同意なし)  
( 富合公共下水道：熊本市、宇土公共下水道：宇土市)  
(3) 熊本都市計画区域区分の変更の件 (大臣同意あり)  
(4) 熊本県都市計画区域マスタープラン基本方針 (案) の件
- 4 傍聴者の定員  
20 名
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴を希望される方には、審議会開会の 1 時間前から 10 分前までに、受付にて整理券を配布します。  
(2) (1) において配布した整理券を持って、審議会開会 10 分前に受付に集合してください。  
(3) 傍聴を希望される方の総数が傍聴者の定員を超える場合は、抽選により傍聴者を決定します。  
(4) 傍聴を認められた方は、受付において係員の指示に従い会場に入室することができます。
- 6 傍聴するにあたっての守るべき事項  
傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。  
(1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。  
(2) はり紙、旗、プラカードの掲示、はち巻、腕章の類を身につける等示威的行為はできません。  
(3) 会場内での飲食はできません。  
(4) 会場において、写真撮影、録画、録音等はありません。  
(5) 会場内で携帯電話等の通信機器を使用することはできません。  
(6) その他会議開催中に秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。  
上記のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。  
傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、退場していただく場合があります。
- 7 非公開の案件  
今回の審議会では、「3 議第」のうち、【審議】(1) については、「審議会等の会議の公開に関する指針」第 3 公開の基準ア又はイに該当し非公開となり傍聴はできません。  
なお、公開の案件の審議中であっても、「審議会等の会議の公開に関する指針」第 3 公開の基準に該当する場合には、あらかじめ公開非公開の決定権限を会長に委任しておりますので、会長の判断により、公開、非公開の別を決定することとしています。
- 8 問い合わせ先  
熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県都市計画審議会事務局 (熊本県土木部道路都市局都市計画課)  
電話番号：096-333-2520

熊本県選挙管理委員会告示第 15 号

次の団体は、政治資金規正法 (昭和 23 年法律第 194 号) 第 17 条第 2 項の規定により、平成 25 年 4 月 2 日以後は、政治活動 (選挙運動を含む。) のために寄附を受け、又は支出することができない団体となったので、同条第 3 項の規定に基づき告示する。  
平成 25 年 5 月 24 日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 松 永 榮 治

政治団体の名称	代表者 氏 名	会計責任者 氏 名	主たる事務所の所在地
九谷弘一後援会	九谷 弘一	九谷 典三	宇土市三拾町 50
大王英二後援会	大王 英二	大王 永一	人吉市下林町 1937 番地

明日の熊本を考える宇土市民の会	今中 真之助	濱野 勝久	宇土市下網田町3916の3
荒牧弘幸後援会	児玉 邦男	岩下 時雄	阿蘇郡高森町上色見368
維新政党新風熊本県本部	塩永 健太郎	木佐貫 國孝	熊本市長嶺東二丁目14番58号
熊本全英会	小原 雄一	緒方 啓	熊本市練兵町41番地 永山ビル201号
小西涼司後援会	小西 等	小西 勇人	上天草市松島町合津5891-1
坂本正弘後援会	上野 重忠	上田 卓二	菊池市七城町砂田1497
しおさき信介後援会	塩崎 富雄	堤田 俊秋	水俣市汐見町1丁目1-60
園田脩後援会	濱田 誠也	山中 敏治	熊本市城南町下宮地429-1
竹下貴丸後援会	岩崎 廣喜	米村 絹代	熊本市四方寄町1606番地3
玉名市政を良くする会	大家 順二	坂西 正史	玉名市滑石1439
時松あきひろ後援会	長野 昇	時松 義雄	阿蘇郡小国町上田4860-2
西山むねたか後援会	中川 正勝	西山 順子	宇土市新町3丁目10-2
樋口正博後援会	樋口 正博	高宗 政禎	菊池市隈府1124
久村昌司後援会	黒田 正	古本 英二	葦北郡津奈木町大字津奈木148番地
平田晶子後援会	丸山 直一	早稻田 富士男	上天草市大矢野町中5725番地1
本田けんや支援会	岩崎 健一	本田 祐加	熊本市水道町12-5 3階
又吉れいじ後援会	又吉 玲司	荒川 伸二郎	熊本市黒髪1丁目11-14 204号
松田茂後援会	岩井 實	松田 良子	人吉市西間上町817番地1
百田才太後援会	高田 徳昭	前田 博礼	荒尾市菰屋1151-1
矢住勝大を育てる会	竹内 重年	矢住 勝大	熊本市大江5丁目3番1号 境第2ビル1階

吉村勝徳後援会	井上 正明	松尾 眞澄	人吉市下新町 3 2 9 - 6
吉盛義樹後援会	吉盛 義樹	犬養 孝	天草市今釜新町 3 5 9 9
ワコー新世代懇話会	北口 和皇	竹田津 キク エ	熊本市国府本町 5 - 7

**熊本県選挙管理委員会公告第 1 号**

第 2 3 回参議院議員通常選挙（選挙区）における立候補手続等について、次のとおり説明会を行います。

平成 2 5 年 5 月 2 4 日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 松 永 榮 治

- 1 日時 平成 2 5 年 6 月 2 0 日（木）午前 1 0 時から
- 2 場所 熊本県庁行政棟新館 2 階 2 0 1 会議室
- 3 問合せ先  
熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号  
熊本県選挙管理委員会（熊本県総務部市町村・税務局市町村行政課選挙班）  
（電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 1 0 4）

**正 誤**

平成 2 5 年 4 月 1 2 日熊本県公告第 2 3 1 号（道路の位置の指定）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
5	6	熊本県公告 2 3 2 号の 2	熊本県公告 2 3 1 号

平成 2 5 年 4 月 1 2 日熊本県公告第 2 3 2 号（熊本県道路賠償責任保険契約）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
5	1 8	熊本県公告第 2 3 2 号の 3	熊本県公告第 2 3 2 号

平成 8 年 7 月 2 日熊本県条例第 5 0 号（熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	段	行	正	誤
4	下	2 0	卑わいな姿態等	卑わいな姿勢等

平成 2 5 年 3 月 2 9 日熊本県規則第 3 6 号（知事が保有する行政文書の管理に関する規則の一部を改正する規則）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	正誤	別 表					
7	正	47	訴訟の提起及びその経緯	提起の準備	出訴の方針決定に関する文書 代理人に関する文書 指定代理人に関する文書	訴訟が終結する日に係る特定日以後 10 年	移管
			議案の決定	議案の決定に関する文書			
			議会審議	議会の審議に関する文書			
			訴訟の提起	訴訟の提起に関する文書			
			主張、立証	訴訟における主張、立証に関する書類			
			判決等の受領	判決又は和解に関する書類			



	48	和解(示談)及びその経緯(47の項に該当する事項を除く。)	事件の発生 議案の決定 議会審議 調整 和解の決定 和解	対応方針の検討に関する文書 議案の決定に関する文書 議会の審議に関する文書 当事者等との調整 和解の決定に関する文書 和解に関する文書	和解の締結日に係る特定日以後10年	廃棄
誤	47	訴訟の提起及びその経緯	提起の準備 議案の決定 議会審議 訴訟の提起 主張、立証 判決等の受領	出訴の方針決定に関する文書 代理人に関する文書 指定代理人に関する文書 議案の決定に関する文書 議会の審議に関する文書 訴訟の提起に関する文書 訴訟における主張、立証に関する書類 判決又は和解に関する書類	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	移管